

1 会社実績及び業務体制の評価基準

評価項目	評価事項	評価基準	評価点					
			A (5点)	B (4点)	C (3点)	D (2点)	E (1点)	
会社実績	業務実績	過去における同種業務の実績を評価する。	20件以上	15件以上	10件以上	5件以上	4件以下	
	地域実績	過去において熊本県内での同種業務実績がある場合に評価する。	10件以上	8件以上	6件以上	3件以上	2件以下	
	小計		10点満点					
業務体制	実施体制	管理責任者及び担当者の体制を評価する。			4人以上	3人	2人	
	管理責任者	業務実績	①同種業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は評価の対象としない。 上記を踏まえ、実績の立場を下記の項目により評価する。 (1)管理責任者又はこれに準ずる立場 (2)担当者の立場 (3)補助的な立場			(1)	(2)	(3)
		手持ち業務の件数	当該業務に対する専任性を評価する。なお、手持ち業務の件数については、手持ち業務が5件以上の場合は評価しない。(0点とする。)			なし	1~2件	3~4件
	担当者	担当者に関する評価項目については、評価対象人員を2名とし、その平均点(配置人員が2名に満たない場合は、2で除した数値)で評価する。なお、手持ち業務が5件以上の者は、評価しない。(0点とする。)						
		業務実績	過去の実績(1名につき1件)を、下記の項目により評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、すべての担当者において業務実績がない場合は、評価の対象としない。(0点とする。)			①及び②	①のみ	②のみ
		手持ち業務の件数	すべての担当者において、手持ち業務が5件以上の場合は、評価しない。(0点とする。)			なし	1~2件	3~4件
小計		15点満点						

※ 業務実績、地域実績については、実績がない場合は評価しない。(0点とする。)

※ 類似業務とは、同種業務(男女共同参画計画業務)以外をいう。

◎この評価項目については事務局による評価とする。

2 企画提案書及びその他の提案内容の評価基準

(1) 企画提案書等

企画提案書の事前審査及びヒアリングでの状況を総合的に評価する。

評価項目	評価基準及び着眼点	評価点				
		A (5点)	B (4点)	C (3点)	D (2点)	E (1点)
業務実施方針	業務の実施方針は妥当か	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
実施体制、役割分担	実施体制(本社等のバックアップ体制、打合せ等の頻度等)、役割分担は妥当か	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
業務のスケジュール、実施フロー	業務のスケジュール、実施フローは妥当か	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
計画の課題、着眼点	計画の課題及び着眼点は妥当か	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確
ニーズ把握の方法	ニーズを把握するための事業等の手法は的確か	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確
地域特性の活用度	地域の特性や将来予測等を的確に把握する提案がされているか	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
提案の独創性	提案内容が独創的であるか	極めて独創的	独創的	普通	やや不十分	不十分
提案の実現性、的確性	・提案内容が理論的で、実現性があるか ・業務の提案内容は、与条件との整合性がとれており、的確であるか	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
管理責任者及び担当者の専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に中心的、主体的に参画したことが確認できるか	確認できる		普通		確認できない
コミュニケーション能力	・業務の手順をきちんと説明できているか ・質問に対する応答が明快で、かつ迅速か	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
取組姿勢	業務への取組意欲が旺盛で、かつ適切な質問、意欲表明があるか	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
小 計		55点満点				

※ 企画提案書に評価項目についての記載がない場合は、その項目を評価しない。(0点とする。)

(2) その他の提案内容

その他の調書の事前審査及びヒアリングでの状況を総合的に評価する。

評価項目	評価基準及び着眼点			
特段の企画・アイデア等	特段の企画・アイデア等(業者独自の提案、他の機関との連携状況、委託期間終了後のサポート体制等)	10点満点中		点

コメント(特に優れている・劣っていると感じた点、(2)の評価箇所など)

--

3 価格の評価基準

評価項目	評価基準及び着眼点	評価点
見積金額	見積金額は適正に算定し、見積限度額「6,380,000円」以内」設定されているか 【価格評価点＝配点×最低見積価格÷提案者見積価格(小数点以下切り捨て)】	【事務局評価】
小 計		10点満点

※ 見積限度額を超えた場合は評価しない。(失格とする。)

◎この評価項目については事務局による評価とする。